平成２９年（フ）第３２号
さいたま市北区宮原町２丁目100番地16　リバティー大宮107
債務者　唐沢　末雄
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３３号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区20棟106号、旧住所埼玉県春日部市大場920番地１　ダイアパレス武里ウイステリア207号
債務者　東原　聖一
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地５丁目13番14号
債務者　迫村　正一
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
埼玉県越谷市東越谷９丁目115番地６
債務者　大島久美子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８号
埼玉県秩父郡長瀞町大字野上下郷3342番地
債務者　山口　裕子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
新潟県長岡市摂田屋町2677番地５
債務者　増形真樹子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
新潟県小千谷市大字千谷甲1111番地59　千谷のぞみ団地住宅302号
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３号
新潟県柏崎市半田１丁目12番２－104号
Ｂｌａｎｃ　Ｎｏｉｒ
債務者　酒井　　茂
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３４９号
愛知県みよし市三好丘７丁目12番地２　ＳＫハイツＡ棟103号、前住所京都府久世郡久御山町大橋辺５番地　ライオンズマンション淀第２　303号
債務者　三上真奈美（旧姓舘）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後４時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９８４号
大阪府寝屋川市池田１丁目26番６号シャン・ド・フルールⅡ番館105号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田１丁目17番９号
債務者　谷口　　悟
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４号
大阪市平野区喜連西４丁目６番15―200号
債務者　森　　真弓（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３６号
大阪府八尾市南本町６丁目１番40号
債務者　植村　悠樹
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６９号
大阪府東大阪市島之内２丁目11番１―202号
債務者　石田　未来
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７０号
大阪市鶴見区放出東３丁目11番９号　プレアール放出102
債務者　小島　豊美
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７号
東京都小平市仲町548番地の29
債務者　森本　雅代
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９５号
東京都東久留米市前沢５丁目24番22号紀南東久留米住宅502
債務者　沖田　健治
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部